

子どもの貧困対策に関する検討会の開催について

〔平成 26 年 4 月 9 日
内閣府特命担当大臣決定〕

1. 趣 旨

子どもの貧困対策を総合的に推進するため政府が定めるべき大綱について、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者等の関係者の意見を聴取し、その案の作成に資するため、子どもの貧困対策に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成員

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、内閣府特命担当大臣（子どもの貧困対策）が指名する。
- (3) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

3. 庶 務

検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、子ども若者・子育て施策総合推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。